

2012年11月19日 全6頁

排出量取引マーケットレポート 2012.11.16

EU で法的拘束力を伴わない「エネルギー効率指令」が採択される

環境調査部 主任研究員 大澤 秀一

[要約]

■ マーケットサマリー (2012/10/12~2012/11/15)

フェーズ3に向けた対策案が価格の乱高下を誘う

■ 関連トピック

■ EU で法的拘束力を伴わない「エネルギー効率指令」が採択される

2012年10月4日、欧州連合理事会(閣僚理事会)は、2020年までにエネルギー効率を20%向上させる「エネルギー効率指令」を採択した。これまでのエネルギー効率関連の指令(CHP指令やエネルギーサービス指令等)や各国の国家エネルギー効率計画の実効性を担保し、2007年に採択された「気候変動・エネルギーパッケージ」で掲げられた総合的な目標の達成をより確実にするための指令である。同指令の直接的規制効果がEU-ETSの需要を著しく減少させ、排出量価格を大きく引き下げる可能性も指摘されていたが、今回は法的拘束力がなく、必要があれば他の措置を講じることで決着したため、EU-ETSへの影響は当面、回避されたと考えられる。

■ 我が国はCOP18に排出削減目標を明確化せずに参加

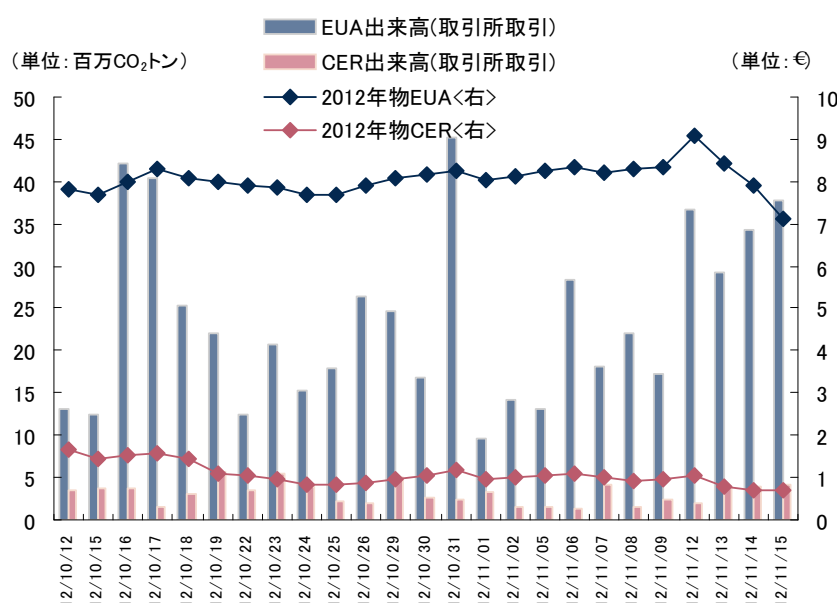
COP18に先立って行われたプレCOP(ソウル)の日本とEUの一部の国との二国間会談の場で、我が国の2020年の排出削減目標25%を維持・向上するよう要請があり、さらに同目標を国内法等へ位置づける必要性に言及する場面もあった模様である。しかしながら、現在は東日本大震災及び福島第一原発事故を踏まえ、その後に設置されたエネルギー・環境会議において作業が進められている。エネルギー政策および地球温暖化対策を含む計画・法案等の策定に向けた国内事情を考慮すれば、COP18までに排出削減目標の明確化は困難であることから、検討中であるとの姿勢を示すことに留まる模様である。代わりに、産業界からの期待も大きい「二国間オフセット・クレジット制度」の削減効果をアピールすることになるとみられている。

マーケットサマリー (2012/10/12~2012/11/15)

フェーズ3に向けた対策案が価格の乱高下を誘う

- ・ 期間中、EUA価格は底堅い動きを見せていたが、11月12日に欧州委員会がフェーズ3の排出量9億トン分を後半(2019年~2020年)に後荷重¹(backloading)すると報じたことなどを材料に急騰し、8ヵ月振りに€9台(€9.10)を付けた。一方で、EUの空港を利用するEU外の航空機に課す排出量の適用²を1年遅らせると報じたことなどから、翌13日には価格は下落に転じた。ただし、いずれの案も正式に承認されたものではない。
- ・ 続いて、11月14日には欧州委員会からフェーズ3のより重要な改革案の6つのオプションが示されたが、詳細が不明であることと、承認までには紆余曲折が予想されることなどから、売り圧力が強まったものとみられ、EUA価格は3ヵ月ぶりの安値、€7.06まで下落してこの期間を終了した。6つのオプションの内容は2020年の排出削減目標を現在の20%から30%に引き上げることや、排出量そのものを削減すること、対象セクターを拡大することなどである。このような動きに伴ってCER価格も、過去最安の€0.60を付けて終了した。

図表1 ICEにおける直近のEUA/CER価格および出来高



(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

図表2 EUA/CER 取引価格 (1トンあたり)

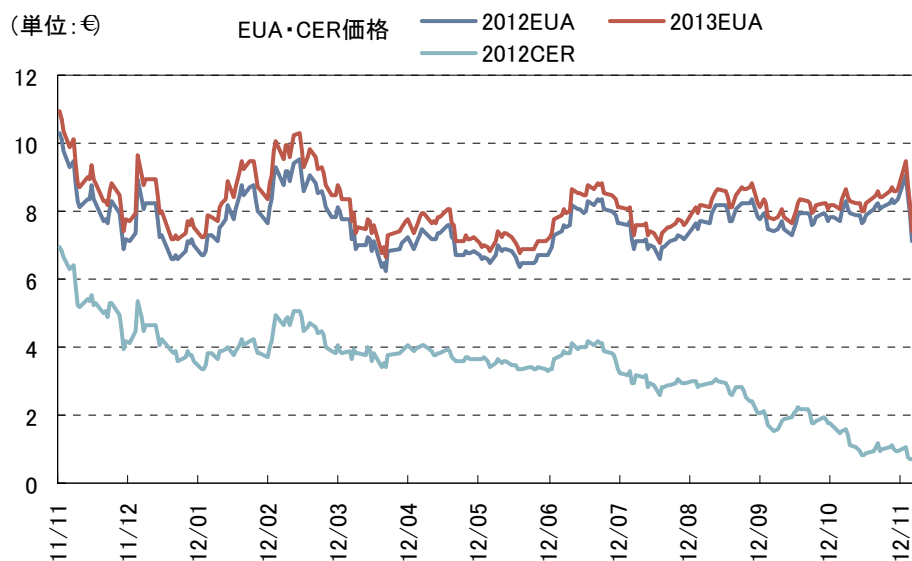
取引所取引	先物取引	2012/10/12~2012/11/15 価格(単位:€)		
		高値	安値	終値(2012/11/15)
CDM(CER)	2012年12月限	1.79	0.60	0.68
CDM(CER)	2013年12月限	2.00	0.87	0.89
EU-ETS(EUA)	2012年12月限	9.10	7.06	7.13
EU-ETS(EUA)	2013年12月限	9.47	7.37	7.44
EU-ETS(EUA)	2014年12月限	9.98	7.84	7.84

(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

¹ 後荷重とは、排出量の一部の割当時期を後半に遅らせること。総排出量を変えない場合、前半(2013年~2015年)の供給量が減るので価格の押し上げ要因になる。

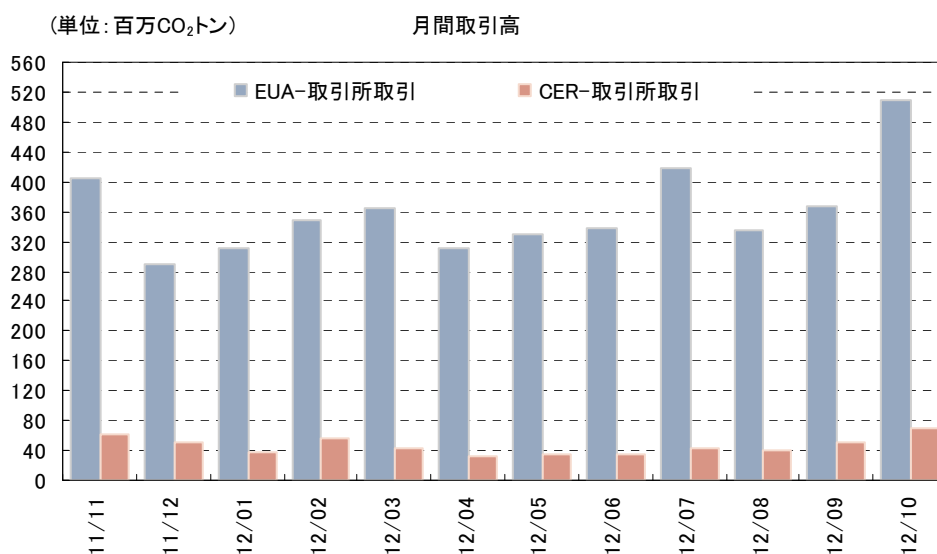
² 航空機に対するEU-ETSへの参加は2012年1月1日から義務付けられているが、2012年分の排出量の提出は2013年4月までに行うことにされている。

図表3 EUA/CER 価格推移 (1トンあたり)



(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

図表4 EUA/CER 取引高推移



(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

<用語解説>

- ◆EU-ETS (EU-Emission Trading Scheme) :EU 排出量取引制度
- ◆EUA (EU Allowance) :EU-ETSにおける初期割当量
- ◆CDM (Clean Development Mechanism) :クリーン開発メカニズム。京都議定書で定められた京都メカニズムの1つ。先進国が関与して開発途上国で温室効果ガス削減事業を実施し、その結果発行されるクレジットを先進国の京都議定書削減目標達成のために用いることが可能。
- ◆CER (Certified Emission Reduction) :国連に認証された排出削減量 (CDMにより発行されるクレジット)

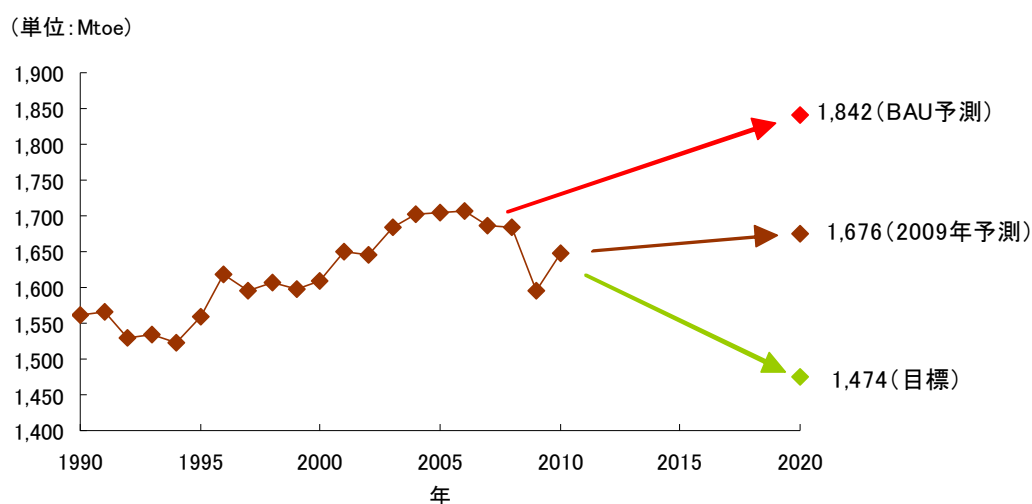
関連トピック

■ EU で法的拘束力を伴わない「エネルギー効率指令」が採択される

2012年10月4日、欧州連合理事会（閣僚理事会）は、2007年に予測された2020年の正味1次エネルギー消費量を20%削減する「エネルギー効率指令」を採択した³。エネルギー効率指令は、これまでのエネルギー効率関連の指令（CHP指令やエネルギーサービス指令等）や各国の国家エネルギー効率計画の実効性を担保し、2007年に採択された「気候変動・エネルギーパッケージ」で掲げられた総合的な目標⁴の達成をより確実にするための指令である。

具体的には、2020年までにEU域内の正味1次エネルギー消費量を1,474Mtoe（石油換算メガトン）以下にすることが目標にされている（図表5）。2007年の成り行き（Business As Usual）予測値1,842Mtoeから368Mtoe（▲20%）の削減、2009年の予測値から202Mtoe（▲12%）の削減に相当する。公的機関の調達要件にエネルギー効率を考慮して建築物の省エネを行うことや、エネルギー供給者の販売量を年率1.5%削減すること、電力やガス等を管理できるスマートメーターを設置すること等がその内容となっている。

図表5 EU域内の正味1次エネルギー消費量の推移



(出所) Eurostat から大和総研作成。正味1次エネルギーとは、エネルギー以外の用途で使用する分（例えば、天然ガスを燃焼ではなく化学原料として使用する分）を差し引いたもの。

同指令は早ければ今月中にも発効する見通しで、EU加盟国は2013年4月までにエネルギー効率目標を提示することが義務付けられており、2013年5月（発効から18ヵ月以内）までに国内法を整備することになっている。同指令は欧州議会では圧倒的多数で承認されたものの、閣僚

³ http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/trans/132717.pdf

⁴ 気候変動・エネルギーパッケージ (http://ec.europa.eu/clima/policies/package/index_en.htm) では、環境・エネルギー政策で3つの目標「20-20-20」を掲げている。2020年までに1990年比で、1) エネルギー効率を20%向上させる、2) 最終エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を20%に引き上げる、3) 温室効果ガス排出を20%削減する、ことである。

理事会では主要国（英国、ドイツ、フランス、オランダ、スペイン等）の主張で法的拘束力を持たせる部分が削除されて採択された。

同指令の布石となったエネルギー効率計画⁵が 2011 年 3 月に公表され、エネルギー効率指令案⁶が同年 6 月に公表された当時は、同指令の直接的規制効果がEU-ETSの需要を著しく減少させ、排出量価格を大きく引き下げる可能性も指摘されていた⁷。しかしながら、今回は法的拘束力がなく、必要があれば他の措置を講じることで決着したため、EU-ETSへの影響は当面、回避されたと考えられる。

■ 我が国は COP18 に排出削減目標を明確化せずに参加

10 月 21 日から 23 日まで国連気候変動枠組条約第 18 回締約国会議（COP18）閣僚級非公式準備会（プレCOP）⁸がソウルで開催された。COP18 の議長国であるカタールをはじめ、日本、米国、EU、中国、インド、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、韓国等の約 40 カ国が参加した。多数の国から 2020 年に向けて各国の排出削減の取り組みを一層野心的なものにする必要性が指摘され、地球温暖化対策が喫緊の課題であることが再認識された。

日本とEUの一部の国との二国間会談の場では、我が国の 2020 年の排出削減目標 25%⁹を維持・向上するよう要請があり、さらに同目標を国内法等へ位置づける必要性に言及する場面もあった模様である。背景には、京都議定書第二約束期間（2013 年～2017 年あるいは 2020 年）に参加しない日本の目標を法的に担保させ、CDM/JIクレジットの発行市場およびEU-ETS（流通市場）の活性化を下支えしてもらいたいとの要望があると思われる。

しかしながら、当時の排出削減目標は原発の新增設を前提にしたものである¹⁰。現在は東日本大震災及び福島第一原発事故を踏まえ、その後に設置されたエネルギー・環境会議において作業が進められている¹¹。エネルギー政策および地球温暖化対策を含む計画・法案等の策定に向けた国内事情を考慮すればCOP18 までに排出削減目標の明確化は困難であることから、検討中であるとの姿勢を示すことに留まる模様である。

COP18 は、日本が自主的な取り組みとしてアジア地域を中心に F/S（実現可能性調査）を実施

⁵ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0109:FIN:EN:PDF>

⁶ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0370:FIN:EN:PDF>

⁷ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=SEC:2011:0780:FIN:EN:PDF>

⁸ プレ COP とは、COP における議論の進め方や目指すべき成果について閣僚レベルで率直かつ自由な意見交換を行うことが目的で、何らかの決定を目指すものではない。

⁹ 2010 年 1 月 26 日、日本政府は COP15 のコペンハーゲン合意 18 条に基づいて、2020 年に 1990 年比 25%削減すること（ただし、すべての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び各国による意欲的な目標の合意を前提とする）を明記した文書を国連に提出し、登録された。

¹⁰ エネルギー基本計画（2010 年 6 月 18 日閣議決定）

（<http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004657/energy.pdf>）の中で、少なくとも 14 基の原子力の新增設が計画として盛り込まれていた。

¹¹ 今後のエネルギー・環境政策について（2012 年 9 月 19 日閣議決定）

（http://www.npu.go.jp/policy/policy09/pdf/20120919/20120919_1.pdf）

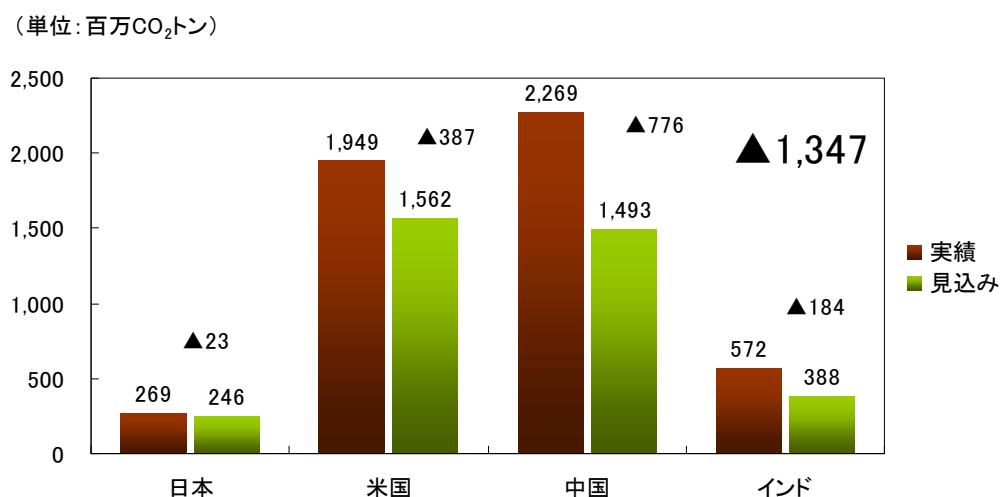
革新的エネルギー・環境戦略（2012 年 9 月 14 日エネルギー・環境会議決定）

（http://www.npu.go.jp/policy/policy09/pdf/20120914/20120914_1.pdf）。

してきた「二国間オフセット・クレジット制度」の削減効果をアピールする重要な機会でもある。自国の排出削減を進めるのは当然として、途上国を中心に日本の石炭火力発電、鉄鋼プラント、インバータ・エアコン等の省エネ技術・低炭素製品を活用することで、地球規模での排出削減をより効果的に進めることが可能だからだ。例えば、世界最高水準の発電効率を達成している我が国の石炭火力発電技術を主要排出国に移転した場合、二酸化炭素排出削減量は約1,347百万CO₂トンと見込まれている（図表6）。我が国の2010年の温室効果ガス排出量1,258百万CO₂トンに匹敵する量であり、効果が大きいことがわかる。

インドネシアとの閣僚級経済協議では、2013年4月からの「二国間オフセット・クレジット制度」の運用開始を目指して年内に二国間文書を作成できるよう政府間協議を加速させていくことで一致している¹²。同制度は産業界にとってビジネスチャンスであり産業界からの期待も大きい。

図表6 石炭火力発電からのCO₂排出量



(出所) 日本エネルギー経済研究所がIEA“World Energy Outlook 2006”から推計した値をもとに大和総研作成

¹² http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/ij_kk121009.html